

宮城県不妊に悩む方への特定治療支援事業実施要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、不妊治療のうち、体外受精及び顕微授精（以下「特定不妊治療」という。）を受ける者の経済的負担の軽減を図ることを目的とし、その助成等の実施に関して必要な事項を定めるものとする。

(実施主体)

第2 本事業の実施主体は宮城県とする。

(対象者)

第3 本事業の助成の対象者は、特定不妊治療を受けた法律上の婚姻をしている夫婦であって、特定不妊治療以外の治療法によっては妊娠の見込みがないか又は極めて少ないと医師に診断された者で、以下の要件を満たす者とする。

- (1) 夫婦又は夫婦のいずれか一方が仙台市を除く県内の市町村の住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第6条の規定による住民基本台帳に記載されている者
 - (2) 治療開始時に法律上の婚姻をしている者
 - (3) 他の都道府県、指定都市、中核市（以下「他の自治体」という。）で特定不妊治療の助成を受けていない者又は他の自治体で助成を受けていても助成回数が、当該助成に係る治療期間の初日における妻の年齢が40歳未満であるときは、通算6回（40歳以上であるときは通算3回）に満たない者。
 - (4) 治療期間の初日における妻の年齢が43歳未満である者
- (助成対象とする治療法等)

第4 本事業の助成の対象とする治療法は、第5に定める指定医療機関において行われた不妊治療のうち、医療保険適用外の特定不妊治療とする。

2 本事業の助成の対象とする治療期間は、特定不妊治療が必要であると医師が診断し、治療が開始された時点から当該治療の終了した時点までとし、医師の判断に基づき、やむを得ず治療を中止した場合についても、卵胞が発育しない等により卵子採取以前に中止した場合を除き、助成の対象とする。

3 本事業は、特定不妊治療のうち次に掲げる治療法は助成の対象としない。

- (1) 夫婦以外の第三者からの精子・卵子・胚の提供による不妊治療
 - (2) 代理母（妻が卵巣と子宮を摘出したことなどにより、妻の卵子が使用できず、かつ、妻が妊娠できない場合に夫の精子を妻以外の第三者の子宮に医学的な方法で注入して、当該第三者が妻の代わりに妊娠・出産するもの）
 - (3) 借り腹（夫婦の精子と卵子は使用できるが、子宮摘出等により、妻が妊娠できない場合に、夫の精子と妻の卵子を体外受精して得た胚を妻以外の第三者の子宮に注入して、当該第三者が妻の代わりに妊娠・出産するもの）
 - (4) 保険診療と保険外診療を組み合わせで行う混合診療
- (医療機関の指定等)

第5 知事は、次の要件を満たし、かつ、適当と認められるものを特定不妊治療を実施する医療機関として指定するものとする。

- (1) 別紙「宮城県不妊に悩む方への特定治療支援事業の実施医療機関における設備・人員等の指定要件に関する指針」を踏まえること。
- (2) 特定不妊治療の実施につき、高い技術の下に十分な理解と倫理観をもって対処できる医療機関であること。
- (3) 社団法人日本産科婦人科学会の会告等に定める要件を満たしている医療機関であること。
- (4) 周産期医療機関との連携に十分配慮できる医療機関であること。

2 知事の指定を受けようとする医療機関の設置者は、宮城県不妊に悩む方への特定治療支援事業実施医療機関指定申請書（様式第1号）により知事に申請するものとする。

3 知事は、前項の規定により医療機関から申請があり、第1項の要件を満たしていると認められるときは、その指定を決定し、当該医療機関に対し、宮城県不妊に悩む方への特定治療支援事業実施医療機関指定通知書（様式第2号）により通知するものとし、当該要件を満たしていないと認められるときは、指定を行わず、その旨を当該医療機関に対し、宮城県不妊に悩む方への特定治療支援事業実施医療機関不承認通知書（様式第3号）により通知するものとする。

4 第2項により指定を受けた医療機関（以下「指定医療機関」という。）は、宮城県不妊に悩む方への特定治療支援事業実施医療機関指定申請書の内容に変更があったときは、宮城県不妊悩む方への特定治療支援事業に係る指定申請事項変更等届（様式第4号）によりその事項を速やかに知事に届け出るものとする。

5 知事は、指定医療機関についても、3年ごとに第1項の要件に照らして再審査を行うものとする。

6 知事は、指定医療機関において、第1項の要件を満たしていないと認められた場合には、その指定を取り消すことができるものとする。

7 宮城県外の医療機関については、医療機関が所在する自治体が制定した特定不妊治療費助成事業の実施要綱に基づいて指定を行っている場合は、本県の指定医療機関とみなすものとする。

（助成の額及び助成期間）

第6 知事は、第4に規定する特定不妊治療に要した費用に対して、1回の治療につき15万円（ただし、別表第1のC及びFの治療については、7万5千円）まで助成する。通算助成回数は、初めて助成を受けた際の治療期間の初日における妻の年齢が、40歳未満であるときは6回（40歳以上であるときは通算3回）までとする。

ただし、平成25年度以前から本事業による特定不妊治療の助成を受けている夫婦で、平成27年度までに通算5年間助成を受けている場合には、助成しない。

2 前項の「1回の治療」とは、採卵準備のための投薬開始から、体外受精又は顕微授精1

回に至る治療の過程をさすものとする。この場合、以前に行った体外受精又は顕微授精により作られた受精胚による凍結胚移植も1回とみなす。具体的には別表第1のAないしFのいずれかにあてはまるものとし、G及びHは助成の対象としない。

3 第1項のうち、初回の治療に限り30万円まで助成する。(ただし、別表第1のC及びFの治療を除く)

4 特定不妊治療のうち精子を精巣又は精巣上体から採取するための手術(以下「男性不妊治療」という。)を行った場合は、第1項及び前項のほか、1回の治療につき15万円まで助成する。(ただし、別表第1のCの治療を除く)

(支給要件)

第7 知事は、夫及び妻の前年の所得(1月から5月までの申請については、前々年の所得)の合計額が730万円未満である場合に助成するものとする。

2 前項の所得の範囲については、児童手当法施行令(昭和46年政令第281号)第2条を準用するものとする。

3 所得の額の計算方法については、児童手当法施行令第3条を準用するものとする。

(助成の申請)

第8 助成を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、原則として、治療が終了した日の属する年度内に、宮城県不妊に悩む方への特定治療支援事業申請書(様式第5号)に次に掲げる関係書類を添付し、居住地を管轄する保健所を経由して知事に申請するものとする。

(1) 宮城県不妊に悩む方への特定治療支援事業受診等証明書(領収証の写し添付)

(2) 夫及び妻の現住所を確認できる書類(3ヶ月以内に発行された住民票等)

(3) 戸籍謄本(3ヶ月以内に発行されたもの)

(4) 夫及び妻の所得額を証明する書類(様式第6号又は市町村発行の所得証明書(児童手当用)等)

(5) その他知事が必要と認める書類

2 同年度内の2回目以降の申請(戸籍謄本については宮城県への申請が通算2回目以降)については、以下の要件を満たした場合は、関係書類の添付を省略することができる。

(1) 住民票については、前回提出した住民票の発行日から3ヶ月以内に申請を行う場合。

(2) 戸籍謄本については、住民票で婚姻関係が確認できる場合

(3) 所得証明書については、1回目に提出した所得証明書と同じ年度の内容になる場合。

(助成の決定)

第9 助成対象の可否については申請が行われた日の属する年度を基準とし、区分する。

2 知事は、第8の規定による申請書を受理したときは、速やかに内容を審査し、助成の可否を決定するものとする。

3 知事は、前項の規定により助成を行うことを決定したときは宮城県不妊に悩む方への特定治療支援事業承認決定通知書（様式第7号）により、助成しないことを決定したときは宮城県不妊に悩む方への特定治療支援事業不承認決定通知書（様式第8号）により当該助成に係る申請者に通知するものとする。

4 知事は、前項の助成の認定状況について宮城県不妊に悩む方への特定治療支援事業承認等決定通知書（様式第9号）により当該助成に係る申請者の住所地を管轄する保健所に通知するものとする。

（助成金の返還）

第10 知事は、本要綱に違反した場合又はその他不正な行為によって助成金の給付を受けた者については、その給付を取り消すとともに、給付済の助成金の全部又は一部を返還させることができる。

（助成台帳の整備）

第11 知事は、助成の状況を明確にするために、宮城県不妊に悩む方への特定治療支援事業台帳（様式第10号）を備え付け、助成の状況を整理するものとする。

（実績・成果の把握）

第12 指定医療機関の医師等及び知事は、助成を受けようとする夫婦に対し、別表第2の調査項目について、行政において把握することをあらかじめ説明するものとする。

2 知事は、前項の調査を基に、必要に応じて管内の事業実績の分析を行い、その成果を把握するものとする。

（広報活動等）

第13 知事は、本事業の実施に当たり、次のとおり広報活動等を行うものとする。

（1） 不妊治療に携わる保健医療機関関係者等に対し、本事業の趣旨を周知徹底するほか、積極的な協力を求めて効率的な運営を図る。また、近年の結婚年齢の上昇等に伴い、特定不妊治療を受ける者の年齢も上昇している一方で、高年齢での妊娠・出産は、様々なリスクが高まるとともに、出産に至る確率も低くなるのが医学的に明らかになっており、不妊治療を受けている者であっても、年齢と妊娠・出産のリスクの関係等について十分な知識を持っていない場合があることから、こうした知識について、治療を行う夫婦のみならず、その家族や一般の者にも不妊治療に関する理解を深めるための正確な情報の提供や普及啓発を図るなど、広く広報等を行うよう努める。

（2） 助成を受けようとする夫婦が事前に本事業の趣旨、助成の条件等の情報を得られるように、制度の周知、相談窓口の設置などに努める。

（3） 必要に応じて不妊専門相談事業との連携を図るなど、カウンセリング体制の充実・強化に努める。

（その他）

第14 この要綱に定めるもののほか、事業実施に必要な事項は、別に知事が定めるところ

による。

附 則

- 1 この要綱は、平成16年8月1日から施行し、平成16年4月1日から適用する。
- 2 この要綱は、平成18年6月28日から施行し、平成18年4月1日から適用する。
- 3 この要綱は、平成19年4月18日から施行し、平成19年4月1日から適用する。
- 4 この要綱は、平成19年7月10日から施行し、平成19年4月1日から適用する。
- 5 この要綱は、平成21年8月1日から施行し、平成21年4月1日から適用する。
- 6 この要綱は、平成23年4月21日から施行し、平成23年4月1日から適用する。
- 7 この要綱は、平成25年5月24日から施行し、平成25年4月1日から適用する。
- 8 この要綱は、平成26年4月1日から施行し、平成26年2月6日から適用する。
- 9 この要綱は、平成28年3月15日から施行し、平成28年1月20日から適用する。
- 10 この要綱は、平成28年5月16日から施行し、平成28年4月1日から適用する。